

野田市青少年問題協議会公募委員募集案内

市では、市政への市民参加の促進を図るため、「審議会等への公募委員の導入に関する基本方針」に基づき、青少年問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進及び取組について審議するため、野田市青少年問題協議会の委員を公募します。

1 委員の業務

野田市青少年問題協議会設置条例に基づく委員の一員として、同条例に基づく任務を行います。

野田市青少年問題協議会設置条例

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、市長及び本市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べること。
- (4) 野田市青少年センター設置及び管理に関する条例（昭和58年野田市条例第1号）第1条に規定する野田市青少年センターの適切かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議すること。

2 審議会委員の身分

野田市非常勤特別職として委嘱します。

3 募集人数 2人

4 応募の方法等

(1) 応募者の資格（次のいずれにも該当すること）

- ①令和８年８月４日現在において、本市に１年以上居住し、選挙権を有する満１８歳以上の方
- ②公募により本市の審議会等の委員に就いていない方
- ③野田市議会の議員でない方
- ④野田市の職員でない方（地方公務員法第３条第３項第２号及び第５号の職を除く）

(2) 応募方法

申込書（別紙）を野田市役所生涯学習課青少年係（野田市柳沢53番地 野田市青少年センター内）へ郵送か持参してください。

また、「ちば電子申請サービス」(外部リンク)を利用したインターネットによる申込みもできますので、利用される方は、野田市ホームページ内のオンラインサービス「ちば電子申請サービスについて」をご確認ください。

(3) 応募受付期間

令和８年７月３日（金）から８月４日（火）まで
（郵送の場合は応募受付期間最終日の消印有効）

(4) 募集案内配布

生涯学習課青少年係（野田市柳沢53番地 野田市青少年センター内）、市役所１階行政資料コーナー、関宿支所、南・北・中央・愛宕駅前の各出張所及び中央・東部・南部梅郷・北部・川間・福田・関宿中央・関宿・二川・木間ヶ瀬の各公民館で配布

※野田市ホームページからもダウンロードできます

(5) 応募宛先

〒278-0006 千葉県野田市柳沢53番地

野田市青少年センター内

野田市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 青少年係

電話 04-7125-2639

5 選考方法

提出された申込書及び面接による審査を実施します。

- (1) 面接日程 令和8年8月12日（水）

※開始時間や会場等は受付終了後、応募者に通知します。

- (2) 面接方法 個別面接

- (3) 選考結果 8月下旬に応募者全員に通知します。

6 報酬

日額6,500円（野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例による。）

7 任期

委嘱の日から2年間とします。

8 会議の開催場所

原則として市役所内の会議室で開催します。

9 会議の開催時期

本年度の開催予定

第3回審議会 令和8年10月下旬頃

第4回審議会 令和9年2月下旬頃

※原則として平日の日中に開催します。年度内に2回程度、開催予定

10 その他

- (1) 応募に要する交通費等の経費は、すべて自己負担です。
- (2) 記載内容に不正があるときは、選任される資格を失う場合があります。
- (3) 応募者の資格確認のため、同意がある場合に限り住民基本台帳等の閲覧をします。
- (4) 応募書類は返却しません。
- (5) 審議会等の委員は、市ホームページ等で氏名等を掲載します。
- (6) 審議会等に係る議事は公開としているため、希望する者の傍聴を認めます。
- (7) 議事については、会議終了後に発言者及び議事内容が記載された会議

録等を市ホームページ等に掲載します。

11 問合せ先

278-0006

千葉県野田市柳沢53番地

野田市青少年センター内

野田市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 青少年係

電話 04-7125-2639（直通）

（月曜・祝日休館）